

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(昭和税務署長)

令和5年6月22日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	昭和税務署長 松井 保之
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 昭和税務署長が、令和元年8月8日付けで原告に対してした平成28年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 昭和税務署長が、令和元年8月8日付けで原告に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、総所得金額837万3424円を超える部分及び還付金の額に相当する税額301万6392円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 昭和税務署長が、令和元年8月8日付けで原告に対してした平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、総所得金額268万1612円を超える部分及び還付金の額に相当する税額92万8332円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、医師である原告が、健康診断業務に係る収入が給与所得に該当する収入であるとして所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告書を提出した平成28年分について、当該収入の一部は事業所得に係る収入であったとして更正の請求をするとともに、健康診断業務に係る収入の一部及び意見書作成業務に係る収入について、事業所得に該当する収入であるとして平成29年分及び平成30年分の所得税等の確定申告書を提出したところ、処分行政庁が、平成28年分に係る更正の請求は理由がない旨の通知(以下「本件通知処分」という。)をし、平成29年分及び平成30年分に係る上記収入のうち健康診断業務に係る収入は給与所得、意見書作成業務に係る収入は雑所得に該当し、また、平成29年分の給与所得に申告漏れがあったとして、各更正処分(以下、平成29年分の更正処分を

「平成２９年分更正処分」、平成３０年分の更正処分を「平成３０年分更正処分」といい、これらを併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件通知処分及び本件各更正処分と併せ、「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分がいずれも違法であるとして、その取消しを求める事案である。

- １ 関係法令の定めは、別紙関係法令の定めに記載したとおりである。
- ２ 前提事実（争いのない事実及び証拠（特記しない限り、枝番のあるものは各枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）
 - （１）原告は、職業紹介会社を通じて紹介を受けるなどした医療法人等の健康診断業務等に従事する医師であり、平成２８年から平成３０年までの間に、本件各処分の対象となった別表１－１～別表１－３の「医療法人等名称」欄記載の各医療法人等（以下「本件各医療法人等」という。）の健康診断業務に従事した。（甲１～３、５）
 - （２）原告は、平成２８年から平成３０年までの間、上記（１）の業務以外に、Ａ株式会社（以下「Ａ社」という。）から委嘱された顧問医として、医療過誤事案についての意見書等の作成業務（以下「本件意見書作成業務」という。）に従事した。（甲５）
 - （３）原告は、上記（１）及び（２）のとおり従事したことなどにより、平成２８年から平成３０年までの間、別表１－１～別表１－３の「収入金額」欄及び別表２の「支払金額（税込）」欄のとおり、収入を得た。
 - （４）原告は、平成２９年１０月１６日、富田林税務署長に対し、平成２８年分の所得税等の確定申告書を提出した。同申告書においては、平成２８年分の健康診断業務に係る各収入は、別表１－１の「所得区分」欄の「確定申告」欄のとおり、いずれも給与所得の収入金額に算入されていた。なお、同年分の本件意見書作成業務に係る収入は雑所得の収入金額に算入されていた。（乙３）
 - （５）原告は、平成３０年３月１５日、上野税務署長に対し、平成２９年分の所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出した。同申告書においては、同年分の健康診断業務に係る各収入は、別表１－２の「所得区分」欄の「確定申告」欄のとおり、事業所得の総収入金額又は給与所得の収入金額に算入されていた。また、別表１－２の「Ｎｏ.」欄１６～２４記載の医療法人等から得た同年分の各収入については、同「所得区分」欄の「確定申告」欄のとおり、各種所得の収入金額に算入されていなかった。（甲２、乙１）
 - （６）原告は、平成３０年６月１５日、平成２８年分の所得税等につき、同年分の健康診断業務に係る各収入について、別表１－１の「所得区分」欄の「更正の請求」欄のとおり、給与所得の収入金額に算入した収入の一部が事業所得の総収入金額に算入されるべきであるとして、更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をした。（乙４）
 - （７）原告は、平成３１年３月１５日、昭和税務署長に対し、平成３０年分の所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出した。同年分の各収入は、別表１－３及び別表２の「所得区分」欄の「確定申告」欄のとおり、事業所得の総収入金額又は給与所得の収入金額に算入されていた。（乙２）
 - （８）昭和税務署長（処分行政庁）は、令和元年８月８日付けで、本件更正請求に対し、平成２８年分の健康診断業務に係る収入につき、別表１－１の「所得区分」欄の「通知処分」欄のとおり、いずれも給与所得の収入金額に算入され、更正をすべき理由はないとして、本件通

知処分をした。(甲1)

(9) 処分行政庁は、令和元年8月8日付けで、原告に対し、平成29年分及び平成30年分の健康診断業務に係る各収入につき、別表1-2及び別表1-3の各「所得区分」欄の各「更正処分」欄のとおり、いずれも給与所得の収入金額に算入されとし、平成30年分の本件意見書作成業務に係る収入につき、別表2の「所得区分」欄の「更正処分」欄のとおり、雑所得の収入金額に算入されとし、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分をした(以下、別表1-1～別表1-3の「所得区分」欄の「確定申告」欄又は「更正の請求」欄に「事業」と記載された箇所に対応する収入に係る所得を、各年分ごとに「平成28年分本件所得1」、「平成29年分本件所得1」及び「平成30年分本件所得1」といい、併せて「本件所得1」という。また、別表1-2の「所得区分」欄の「確定申告」欄に「申告漏れ」と記載された収入に対応する所得を「平成29年分本件申告漏れ所得」といい、別表2に記載された支払金額に対応する所得を「平成30年分本件所得2」という。)(甲2、3)

(10) 原告は、令和元年10月17日、本件各処分をいずれも不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。(乙5)

(11) 国税不服審判所長は、令和3年11月19日付けで、原告に対し、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲5)

(12) 原告は、令和4年5月23日、本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

原告は、本件において、本件所得1のうち、医療法人B(以下「B」という。)、一般社団法人C(以下「C」という。))及び一般財団法人D(以下「D」という。))から得た収入に限って事業所得に当たると主張しており、その余の医療法人等から得た収入が給与所得に当たること、平成30年分本件所得2が雑所得に当たるとは争っていない(令和5年4月9日付け原告準備書面(3)参照)。

したがって、本件の争点は、原告がB、C及びDから得た収入が給与所得に該当するか、であり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(被告の主張)

(1) 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう(最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁(以下「最高裁昭和56年判決」という。))。そして、事業と非事業との区別の基準は必ずしも明確でなく、ある経済活動が事業に該当するかどうかは、活動の規模と態様、相手方の範囲等、種々のファクターを参考として判断すべきであり、最終的には社会通念によって決定するほかはない。

ある所得が事業所得か給与所得かを判断する場面において、労務を提供する人に裁量の幅がある場合や提供される労務に専門性がある場合が問題となるが、労務内容が自主的で専門的であっても、その提供の態様が使用者の指揮命令に服するのであれば、その労務の対価は給与所得に当たる。例えば、議員や裁判官のように業務の内容自体が専門性が高く、他者から独立して行われるものであっても、業務を行う対象、場所、時間などの業務の一般的な態様について指揮命令を受けて業務を行っている者について、その報酬は給与所得とされるのであって、ここでいう指揮命令とは、業務内容についての判断が専門的で独立して行われるか否かによって定まるものではない。

営利性や有償性を有し反復継続して行われる業務又は労務提供という経済的活動から得られる収入が事業所得に該当するか給与所得に該当するかは、自己の計算と危険によってその経済的活動が行われているかどうか、すなわち経済的活動の内容やその成果等によって変動し得る収益や費用が誰に帰属するか、あるいは費用が収益を上回る場合などのリスクを誰が負担するかという点、遂行する経済的活動が他者の指揮命令を受けて行うものであるか否かという点、経済的活動が何らかの空間的、時間的拘束を受けて行われるものであるか否かという点などを総合的に考慮して、個別具体的に判断すべきである。

- (2) 名古屋国税局からの照会(乙9)に対するB、C及びDからの回答内容等によれば、原告がこれらの医療法人等から支払を受けた報酬は、原告の計算と危険において独立して営まれる業務から生じたものとはいえず、原告において、これらの医療法人等からの指揮命令に服し、空間的、時間的拘束を受けて行った業務ないし労働提供の対価として得たものと認められるから、いずれも給与所得に該当する。

(原告の主張)

- (1) 原告は、複数の裁判所から給与所得者ではなく業務請負人であるという判決を受けている。最高裁昭和56年判決によれば、身分が決定されれば自動的に課税区分も決定するところ、本件各医療法人等から得た収入は事業所得であり、これらを給与所得として課税した本件各処分は違法である。
- (2) 名古屋地方裁判所は、Bと原告との関係は業務委託関係であり、原告は個人事業主であるという判決をした。また、京都地方裁判所は、一般財団法人E(以下「E」という。)と原告との関係は業務委託関係であり、原告は個人事業主であるという判決をしており、Cにおける原告の業務は、Eの業務をそのまま引き継いだものであり、全く同じ内容である。さらに、Dと原告との関係は、契約書は雇用契約の形態をとっているが、BやCの業務と全く同一の方法で契約されているため、実質的には業務委託契約である。したがって、原告がB、C及びDから得た報酬は事業所得に該当する。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(原告がB、C及びDから得た収入が給与所得に該当するか。)について

- (1) 判断枠組みについて

ア 所得税法27条1項は、「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(中略)をいう」と規定し、この規定の委任を受けた同法施行令63条は、「政令で定めるもの」について、「次に掲げる事業(中略)とする」として農業(同条1号)から医療保健業、著述業その他のサービス業(同条11号)までを例示した後で、「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業」(同条12号)と規定する。ここでいう事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうと解するのが相当である(最高裁昭和56年判決参照)。

これに対し、所得税法28条1項は、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(中略)に係る所得をいう」と規定するところ、列举されたものとの関連において考えると、「これらの性質を有する給与」とは、単に雇用関係に基づき労務の対価として支給される報酬というよりは広く、雇用契約又はこれに類す

る原因に基づいて、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうと解するのが相当であり、給与所得該当性の判断に当たっては、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的又は断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視するのが相当である（最高裁昭和56年判決参照）。

したがって、営利性や有償性を有し反復継続して行われる業務又は労務提供という経済的活動から得られる収入が事業所得に該当するか給与所得に該当するかは、自己の計算と危険によってその経済的活動が行われているかどうか、すなわち経済的活動の内容やその成果等によって変動し得る収益や費用が誰に帰属するか、あるいは費用が収益を上回る場合などのリスクを誰が負担するかという点、遂行する経済的活動が他者の指揮命令を受けて行うものであるか否かという点、経済的活動が何らかの空間的、時間的拘束を受けて行われるものであるか否かという点などを総合的に考慮して、個別具体的に判断すべきである。

イ これに対し、原告は、原告とEとの間での労働者性を否定した裁判例（京都地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号。甲4）や、原告とBとの間での雇用契約の成立を否定し業務委託契約の成立を肯定した裁判例（名古屋地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号。甲6）を根拠として、複数の裁判所において、原告が給与所得者ではなく業務請負人であるとの判断を受けていると主張する。しかしながら、上記アのとおり、給与所得該当性については、労働契約の成否や指揮命令の有無により一義的に定まるものではなく、労働契約による対価ではなくても、所得税法上の給与所得に該当する場合があるというべきである。また、原告が主張の根拠とする他の裁判例（京都地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号、大阪高等裁判所令和●●年（〇〇）第●●号、最高裁判所令和●●年（〇〇）第●●号。甲8～10）も、原告がEから支払を受けた業務委託料の給与所得該当性を否定する判断をしたものではなく、収入の発生原因の契約の種類によって所得区分が自動的に決定される旨の記載は、当該事件における原告の主張を記載した部分にすぎず、裁判所の判断を示したものではない。したがって、上記アと異なる原告の主張はいずれも採用できない。

ウ よって、上記アの視点から、原告がB、C及びDから得た収入が給与所得に当たるかについて、以下、個別具体的に検討する。

（2）Bから得た報酬について

ア Bから原告に支払われた報酬について

証拠（甲6、乙10、11）によれば、原告は、平成26年6月25日、Bとの間で、原告を非常勤職員とし、その業務内容について「健診車職種」、「医師」などとする「非常勤職員契約書」を取り交わして業務委託契約を締結し、平成28年から平成30年までの間においても、その契約形態に変更はなく、原告は、その間、同契約に基づき、医師として健康診断業務（子宮がん検診及び一般健診）に従事し、別表1-1～別表1-3の各「収入金額」欄記載の収入を得ていたこと、Bから原告に業務の対価として支払われる金額は、「非常勤職員契約書」に記載の内容によらず、子宮がん検診については半日7万7000円、一日10万7000円と、一般健診については半日3万6000円、一日5万1500円とされていたこと、交通渋滞等で解散の時間が遅くなった場合等においては30分ごとに1000円の残業手当を支払うとされていたことが、それぞれ認められる。

イ 原告の業務から生じる費用等の帰属について

証拠（乙１１の２）によれば、原告が従事する健康診断業務については、Bが、業務に必要な白衣、聴診器等を準備することが慣例となっており、原告が持参するとされていた器具等はなかったこと、原告が業務の従事場所に赴くための交通費や宿泊費について、Bは、定められた交通費、宿泊費は支給していたこと、原告が携わった業務において、原告が、受診者に傷害を負わせたり、いわゆる見逃し等の誤診を含む医療事故を起こしたりした場合には、原則としてBがその責任を負うとされていたことが、それぞれ認められる。

ウ 業務遂行における指揮命令について

証拠（甲６、乙１１の２）によれば、原告は、健康診断業務に従事するに当たり、Bから業務への従事日及び従事時間並びに従事場所の指定を受けていたこと、ただし、原告が、Bからの依頼を断ることや、依頼を受けた後にキャンセルすることもあったこと、原告は、従事した業務の結果について、「子宮頸部がん検診問診票」又は「健康診断問診票」を作成し、Bに提出するとされていたことが、それぞれ認められる。

エ 空間的、時間的拘束について

上記ウのとおり、原告は、Bから業務への従事日及び従事時間並びに従事場所の指定を受けていたほか、証拠（乙１１の２）によれば、Bは、「健診出勤確認書」によって、原告の業務への従事状況を管理していたこと、原告が従事する健康診断業務の発注元が全ての健診の終了を確認し、終了と判断した場合、発注元の指示により、原告を含む健康診断に従事したBのスタッフ全員が業務終了予定時刻よりも早く従事場所から退出できるとされていたことが、それぞれ認められる。

オ 検討

以上を総合して判断すると、原告がBから支払を受けた報酬は、健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額が変動する報酬体系になっておらず、従事した時間に対応して支払われることとされ、原告が従事する業務から生じる費用は、基本的にBが負担しており、原告の計算と危険において独立して営まれる業務から生じたものということはできず、原告において、Bにおける健康診断業務に従事するに当たり、原告に業務の諾否の自由があるとしても、原告が引き受けた業務については、業務を行う対象、場所、時間等の業務の一般的な態様について、Bの指揮命令に服し、Bによる空間的、時間的拘束を受けており、その業務又は労務提供の対価として得たものであるから、給与所得に該当する。

（３）Cから得た報酬について

ア Cから原告に支払われた報酬について

証拠（乙１０、１２の１～４）によれば、原告は、Cとの間で、平成２８年１月１日から平成３０年３月３１日までを契約期間とし、「●●」として、健康診断業務（内科問診等）に従事することなどを内容とする契約を締結し、同年４月１日、同日から平成３１年３月３１日までを契約期間とする「委託契約書」を取り交わしたが、原告の役職及び原告の業務内容は、従前と同様であったこと、原告は、これらの契約に基づき、平成２８年から平成３０年までの間、別表１－１～別表１－３の「収入金額」欄記載の収入を得たこと、Cから原告に業務の対価として支払われる金額は、半日４万５０００円、一日６万５０００円とされており、「委託契約書」を取り交わした平成３０年４月１日の前後を通じて変

更はなかったことが、それぞれ認められる。

イ 原告の業務から生じる費用等の帰属について

証拠（乙１２の１）によれば、原告が従事する健康診断業務については、原告が、白衣、聴診器及び筆記具等を持参するとされていたこと、業務の従事場所に備え付けられた器具等を原告が使用することは認められていたこと、原告が業務の従事場所に赴くための交通費や宿泊費については、Cが原告に支給し、原告の負担する費用はなかったこと、原告が携わった業務において、原告が、受診者に傷害を負わせたり、いわゆる見逃し等の誤診を含む医療事故を起こしたりした場合には、原則としてCがその責任を負うとされていたことが、それぞれ認められる。

ウ 業務遂行における指揮命令について

証拠（乙１２の１）によれば、原告は、健康診断業務に従事するに当たり、Cから業務への従事日、業務開始時間及び終了時間並びに従事場所である健診会場の指示を受けていたこと、また、原告は、従事した業務の結果について、「健康診断受診票」を作成し、Cに提出することとされていたことが、それぞれ認められる。

エ 空間的、時間的拘束について

上記ウのとおり、原告は、Cから業務への従事日及び従事時間並びに従事場所の指定を受けていたほか、証拠（乙１２の１）によれば、Cは、「医師・技師勤務表」によって、原告の業務への従事状況を管理していたこと、原告は、従事する健康診断業務が業務終了予定時刻よりも前に終了した場合、最後の受診者の採血後に問題がないか医師として確認した後、当日の健診担当責任者の許可の下で、当該予定時刻よりも前に退出できるとされていたことが、それぞれ認められる。

オ 検討

以上を総合して判断すると、原告がCから支払を受けた報酬は、健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額が変動する報酬体系になっておらず、従事した時間に対応して支払われ、原告が従事する業務から生じる費用は、基本的にCが負担しており、原告の負担はせいぜい白衣、聴診器及び筆記具等の持参にすぎなかったものであり、原告の計算と危険において独立して営まれる業務から生じたものということとはできず、原告において、Cにおける健康診断業務に従事するに当たり、業務を行う対象、場所、時間等の業務の一般的な態様について、Cの指揮命令に服し、Cによる空間的、時間的拘束を受けて行った業務又は労務提供の対価として得たものであるから、給与所得に該当する。

（４）Dから得た報酬について

ア Dから原告に支払われた報酬について

証拠（乙１０、１５の１～５）によれば、原告は、平成２７年３月１日、Dとの間で、雇用期間を同年４月１日から平成２８年３月３１日までとし、原告を非常勤医師として、F医務課において不定期の出張検診を行うことを業務内容とする「雇用契約書」（乙１５の１）を取り交わして雇用契約を締結し、同月１４日、Dとの間で、雇用期間を同年４月１日から平成２９年３月３１日までとする「雇用契約書」（乙１５の２）を取り交わして雇用契約を更新したこと、原告は、同年２月１５日、Dとの間で、雇用期間を同年４月１日から平成３０年３月３１日までとし、業務内容を不定期の施設外健診業務とする「非常勤医師雇用契約書」（乙１５の３）を取り交わして雇用契約を更新し、同年４月２日、D

との間で、雇用期間を同月１日から平成３１年３月３１日までとする「非常勤医師雇用契約書」（乙１５の４）を取り交わして雇用契約を更新したこと、原告は、これらの契約に基づき、医師としてDの健康診断業務（子宮がん検診など）に従事し、平成２８年から平成３０年までの間に、別表１－１～別表１－３の「収入金額」欄記載の収入を得たこと、Dから原告に業務の対価として支払われる金額は、上記各契約書に基づき、基本賃金月額１０万円とされており、残業代については定められていなかったことが、それぞれ認められる。

イ 原告の業務から生じる費用等の帰属について

証拠（乙１５の５）によれば、原告が従事する健康診断業務については、Dが、業務に必要な白衣、聴診器及び文房具を貸与しており、原告が持参するとされていた器具等はなかったこと、原告が業務の従事場所に赴くための交通費や宿泊費は、上限設定はあるものの、Dが負担していたこと、原告が携わった業務において、原告が、受診者に傷害を負わせたり、いわゆる見逃し等の誤診を含む医療事故を起こしたりした場合には、原則としてDがその責任を負うとされていたことが、それぞれ認められる。

ウ 業務遂行における指揮命令について

証拠（乙１５の３～５）によれば、原告は、健康診断業務に従事するに当たり、Dから「検診（スポット）依頼書」により業務への従事日及び従事時間並びに従事場所の指定を受けていたほか、平成２９年４月１日以降については、Dの定めた「遵守事項（服務規律）」に従うとされていたこと、原告は、従事した業務の結果について「問診票」等に必要な診察事項を記載し、Dのスタッフに提出するとされていたことが、それぞれ認められる。

エ 空間的、時間的拘束について

上記ウのとおり、原告は、Dから業務への従事日及び従事時間並びに従事場所の指定を受けていたほか、証拠（乙１５の５）によれば、Dは、出張検診業務のため、センタースタッフにおいて「日報」に原告の氏名を記載することで、原告の業務への従事状況を管理していたこと、原告の従事する健康診断業務が業務終了予定時刻よりも前に終了した場合には、Dの当日の担当責任者による許可があれば、当該予定時刻よりも前に退出できるとされていたことが、それぞれ認められる。

オ 検討

以上を総合して判断すると、原告がDから支払を受けた報酬は、健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額が変動する報酬体系にはなっておらず、従事した時間（１日）に対応して定額が支払われ、原告が従事する業務から生じる費用は、基本的にDが負担しており、原告の計算と危険において独立して営まれる業務から生じたものということとはできず、原告において、Dにおける健康診断業務に従事するに当たり、業務を行う対象、場所、時間等の業務の一般的な態様について、Dの指揮命令に服し、Dによる空間的、時間的拘束を受けて行った業務又は労務提供の対価として得たものであるから、給与所得に該当する。

- ２ 上記１のとおり、原告がB、C及びDから得た収入はいずれも給与所得と認められる。また、その余の本件各医療法人等から得た健康診断業務に係る収入が給与所得に該当すること、及び本件意見書作成業務から得た収入が雑所得に該当することは、当事者間に争いが無い。し

たがって、これらの所得区分を前提とした本件各処分の根拠及び適法性は、別紙本件各処分の根拠及び適法性のとおりと認められ、本件各処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 剣持 亮

裁判官 佐久間 隆

裁判官 井筒 土筆

(別紙)

指定代理人目録

今尾貴子

宮城朝久

森本進也

三島博文

谷 広成

以上

(別紙)

関係法令の定め

第1 所得税法

1 27条 (事業所得)

6 (1) 1項

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

(2) 2項

10 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

2 28条 (給与所得)

(1) 1項

15 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

(2) 2～4項 略

第2 所得税法施行令

63条 (事業の範囲)

20 所得税法27条1項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

ア 1号 農業

イ 2号 林業及び狩猟業

25 ウ 3号 漁業及び水産養殖業

エ 4号 鉱業（土石採取業を含む。）

オ 5号 建設業

カ 6号 製造業

キ 7号 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）

ク 8号 金融業及び保険業

5 ケ 9号 不動産業

コ 10号 運輸通信業（倉庫業を含む。）

サ 11号 医療保健業、著述業その他のサービス業

シ 12号 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

以上

(別紙)

本件各処分の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

(1) 平成29年分更正処分の根拠

原告の平成29年分の所得税等に係る総所得金額及び納付すべき税額は、別表4（なお、別表3は判決に添付なし。）「被告主張額」欄に記載したとおりであり、これらの金額の計算根拠は、次のとおりである。

ア 総所得金額（別表4「被告主張額」①欄の金額）1723万8490円
上記金額は、次の(ア)～(ウ)の各金額の合計額。

(ア) 事業所得の金額（別表4「被告主張額」②欄の金額）0円

(イ) 給与所得の金額（別表4「被告主張額」③欄の金額）
1624万3332円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した額。

a 給与所得の収入金額 1844万3332円

上記金額は、原告の平成29年分の所得税等の確定申告書に記載された給与所得の収入金額672万円（別表1-2の順号14及び15の「収入金額」欄の合計額に相当する額）に、別表1-2の順号1～13の「収入金額」欄の合計額1005万7700円（平成29年分本件所得1に係る収入金額）及び同表の順号16～24の「収入金額」欄の合計額166万5632円（平成29年分本件申告漏れ所得に係る収入金額）を加算した額。

b 給与所得控除の額 220万円

所得税法28条3項5号に規定する給与所得控除の額

(ウ) 雑所得の金額（別表4「被告主張額」④欄の金額）99万5158円

上記金額は、原告の平成29年分の所得税等の確定申告書に記載された雑所得の金額と同額。

イ 分離課税の上場株式等の譲渡所得金額（別表 4「被告主張額」⑤欄の金額）
△ 8 万 1 0 2 5 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の譲渡所得金額と同額。

ウ 分離課税の先物取引に係る雑所得金額（別表 4「被告主張額」⑥欄の金額）
0 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年分の所得税等の確定申告書に記載された先物取引に係る雑所得の金額と同額。

エ 所得控除の額の合計額（別表 4「被告主張額」⑦欄の金額）

9 2 万 4 2 4 3 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年分の所得税等の確定申告書に記載された所得から差し引かれる金額の合計額と同額。

オ 課税総所得金額（別表 4「被告主張額」⑧欄の金額）

1 6 3 1 万 4 0 0 0 円

上記金額は、前記アの総所得金額 1 7 2 3 万 8 4 9 0 円から前記エの所得控除の額の合計額 9 2 万 4 2 4 3 円を控除して算出した金額（ただし、国税通則法（以下「通則法」という。）1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）。

カ 分離課税の上場株式等の課税譲渡所得金額（別表 4「被告主張額」⑨欄の金額）
0 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得金額と同額。

キ 分離課税の先物取引に係る課税雑所得金額（別表 4「被告主張額」⑩欄の金額）
0 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年分の所得税等の確定申告書に記載された先物取引に係る課税雑所得の金額と同額。

ク 算出税額（別表４「被告主張額」⑭欄の金額） ３８４万７６２０円

上記金額は、次の（ア）～（ウ）の合計金額。

（ア）前記オに対応する税額（別表４「被告主張額」⑪欄の金額）

３８４万７６２０円

5 上記金額は、前記オの課税総所得金額１６３１万４０００円に、所得税法８９条１項を適用して算出した金額。

（イ）前記カに対応する税額（別表４「被告主張額」⑫欄の金額） ０円

上記金額は、原告の平成２９年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得の金額に対応する税額と同額。

10 （ウ）前記キに対応する税額（別表４「被告主張額」⑬欄の金額） ０円

上記金額は、原告の平成２９年分の所得税等の確定申告書に記載された先物取引に係る課税雑所得の金額に対応する税額と同額。

ケ 差引所得税額（別表４「被告主張額」⑮欄の金額） ３８４万７６２０円

上記金額は、前記クの算出税額３８４万７６２０円と同額。

15 コ 復興特別所得税額（別表４「被告主張額」⑯欄の金額） ８万０８００円

上記金額は、前記ケの差引所得税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて計算した金額。

20 サ 所得税等の額（別表４「被告主張額」⑰欄の金額） ３９２万８４２０円

上記金額は、前記ケの差引所得税額３８４万７６２０円に前記コの復興特別所得税額８万０８００円を加算した金額。

シ 源泉徴収税額（別表４「被告主張額」⑱欄の金額） ４２５万０５４２円

25 上記金額は、原告の平成２９年分の所得税等の確定申告書に記載された所得税等の源泉徴収税額（以下「源泉徴収税額」という。）４１１万６２８４円に、別表１－２の「所得区分」欄の「確定申告」欄のうち「申告漏れ」

と記載された欄に対応する源泉徴収税額13万4258円を加算した金額。

ス 申告納税額（別表4「被告主張額」⑩欄の金額） △32万2122円

上記金額は、前記サの所得税等の額392万8420円から、前記シの源泉徴収税額425万0542円を控除して算出した金額。

セ 所得税等の納付すべき税額（別表4「被告主張額」⑪欄の金額）

△32万2122円

上記金額は、前記スの申告納税額△32万2122円と同額。

(2) 平成30年分更正処分の根拠

原告の平成30年分の所得税等に係る総所得金額及び納付すべき税額は、別表5「被告主張額」欄に記載したとおりであり、これらの金額の計算根拠は、次のとおりである。

ア 総所得金額（別表5「被告主張額」①欄の金額） 1236万5667円

上記金額は、次の(ア)～(ウ)の各金額の合計額。

(ア) 事業所得の金額（別表5「被告主張額」②欄の金額） 0円

(イ) 給与所得の金額（別表5「被告主張額」③欄の金額）

1195万8440円

上記金額は、次のaの額からbの額を控除した額。

a 給与所得の収入金額 1415万8440円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された給与所得の収入金額461万9450円（別表1～3の順号5～32の「収入金額」欄の合計額に相当する額）に、別表1～3の順号1～4の「収入金額」欄の合計額953万8990円（平成30年分本件所得1に係る収入金額）を加算した額。

b 給与所得控除の額 220万円

上記金額は、所得税法28条3項5号に規定する給与所得控除の額。

(ウ) 雑所得の金額 (別表 5 「被告主張額」 ④欄の金額) 40万7,227円

平成30年分本件所得2は雑所得に該当すると認めるのが相当であり、
雑所得の金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載さ
れた雑所得の金額12万6,427円に、別表2の「支払金額(税込)」欄
の「計」欄の金額28万0,800円(平成30年分本件所得2に係る収
入金額)を加算した金額40万7,227円。

イ 分離課税の上場株式等の譲渡所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑤欄の金
額) Δ 163万2,926円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された
上場株式等の譲渡所得金額と同額。

ウ 分離課税の上場株式等の配当等所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑥欄の
金額) 0円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された
上場株式等の配当等所得金額と同額。

エ 分離課税の先物取引に係る雑所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑦欄の金
額) 0円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された
先物取引に係る雑所得の金額と同額。

オ 所得控除の額の合計額 (別表 5 「被告主張額」 ⑧欄の金額)

45万5,989円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された
所得から差し引かれる金額の合計額と同額。

カ 課税総所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑨欄の金額)

1190万9,000円

上記金額は、前記アの総所得金額1236万5,667円から前記オの所
得控除の額の合計額45万5,989円を控除して算出した金額(ただし、

通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。)

キ 分離課税の上場株式等の課税譲渡所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑩ 欄の金額) 0 円

5 上記金額は、原告の平成 30 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得金額と同額。

ク 分離課税の上場株式等の課税配当等所得金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑪ 欄の金額) 0 円

10 上記金額は、原告の平成 30 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等に係る課税配当等所得金額と同額。

ケ 先物取引に係る課税雑所得の金額 (別表 5 「被告主張額」 ⑫ 欄の金額) 0 円

上記金額は、原告の平成 30 年分の所得税等の確定申告書に記載された先物取引に係る課税雑所得の金額と同額。

15 コ 算出税額 (別表 5 「被告主張額」 ⑬ 欄の金額) 239 万 3970 円
上記金額は、次の(ア)~(エ)の合計金額。

(ア) 前記カに対応する税額 (別表 5 「被告主張額」 ⑬ 欄の金額) 239 万 3970 円

20 上記金額は、前記カの課税総所得金額 1190 万 9000 円に、所得税法 89 条 1 項を適用して算出した金額。

(イ) 前記キに対応する税額 (別表 5 「被告主張額」 ⑭ 欄の金額) 0 円
上記金額は、原告の平成 30 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の課税譲渡所得金額に対応する税額と同額。

25 (ウ) 前記クに対応する税額 (別表 5 「被告主張額」 ⑮ 欄の金額) 0 円
上記金額は、原告の平成 30 年分の所得税等の確定申告書に記載された上場株式等の課税配当等所得金額に対応する税額と同額。

(エ) 前記ケに対応する税額 (別表5「被告主張額」⑩欄の金額) 0円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された先物取引に係る課税雑所得の金額に対応する税額と同額。

5 サ 差引所得税額 (別表5「被告主張額」⑪欄の金額) 239万3970円

上記金額は、前記コの算出税額239万3970円と同額。

シ 復興特別所得税額 (別表5「被告主張額」⑫欄の金額) 5万0273円

上記金額は、前記サの差引所得税額に、復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額。

10 ス 所得税等の額 (別表5「被告主張額」⑬欄の金額) 244万4243円

上記金額は、前記サの差引所得税額239万3970円に前記シの復興特別所得税額5万0273円を加算した金額。

セ 源泉徴収税額 (別表5「被告主張額」⑭欄の金額) 105万5957円

上記金額は、原告の平成30年分の所得税等の確定申告書に記載された源泉徴収税額と同額。

15 ソ 申告納税額 (別表5「被告主張額」⑮欄の金額) 138万8200円

上記金額は、前記スの所得税等の額244万4243円から、前記セの源泉徴収税額105万5957円を控除して算出した金額に、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額。

タ 所得税等の納付すべき税額 (別表5「被告主張額」⑯欄の金額)

20 138万8200円

上記金額は、前記ソの申告納税額138万8200円と同額。

2 本件各更正処分の適法性

原告の平成29年分の所得税等の納付すべき税額は、前記1(1)セのとおり、
△32万2122円であるところ、この金額は、平成29年分更正処分における納付すべき税額△32万2122円と同額である。

25

また、原告の平成30年分の所得税等の納付すべき税額は、前記1(2)タのと

おり138万8200円であるところ、この金額は、平成30年分更正処分における納付すべき税額138万8200円と同額である。

したがって、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

8 (1) 平成29年分賦課決定処分について

ア 前記2のとおり、平成29年分更正処分は適法であるところ、原告が新たに納付すべき平成29年分の税額269万4200円（前記1(1)セの納付すべき税額△32万2122円と、原告の確定申告における納付すべき所得税等の税額△301万6392円の差額269万4270円から、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額）については、その計算の基礎となった事実のうちに平成29年分更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

イ したがって、原告が新たに納付すべき平成29年分の税額269万4200円について賦課される過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき平成29年分の税額269万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てたもの）に通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した額26万9000円及び同条2項の規定により269万円のうち期限内申告税額109万9892円を超える額に相当する税額159万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した額7万9500円の合計金額34万8500円であり、当該金額は、平成29年分賦課決定処分における過少申告加算税の額34万8500円と同額であるから、平成29年分賦課決定処分は適法である。

25 (2) 平成30年分賦課決定処分について

ア 前記2のとおり、平成30年分更正処分は適法であるところ、原告が新

たに納付すべき平成30年分の税額231万6500円（前記1(2)タの納付すべき税額138円8200円と、原告の確定申告における納付すべき所得税等の税額△92万8332円の差額231万6532円から、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額）については、その計算の基礎となった事実のうちに平成30年分更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

イ したがって、原告が新たに納付すべき平成30年分の税額231万6500円について賦課される過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき平成30年分の税額231万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てたもの）に通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した額23万1000円及び同条2項の規定により231万円のうち50万円を超える額に相当する税額181万円に100分の5の割合を乗じて算出した額9万0500円の合計金額32万1500円であり、当該金額は、平成30年分賦課決定処分における過少申告加算税の額32万1500円と同額であるから、平成30年分賦課決定処分は適法である。

以上

別表4 平成29年分の所得税等の被告主張額

(単位：円)

区 分			確定申告	更正処分等	被告主張額
			平成30年3月15日	令和元年8月8日	
総 所 得 金 額		①	8,373,424	17,238,490	17,238,490
内 訳	事 業 所 得	②	2,530,266	0	0
	給 与 所 得	③	4,848,000	16,243,332	16,243,332
	雑 所 得	④	995,158	995,158	995,158
分離課税の上場株式等の譲渡所得金額		⑤	△ 81,025	△ 81,025	△ 81,025
分離課税の先物取引に係る雑所得金額		⑥	0	0	0
所得控除の額の合計額		⑦	924,243	924,243	924,243
課税される所得金額	①対応分	⑧	7,449,000	16,314,000	16,314,000
	⑤対応分	⑨	0	0	0
	⑥対応分	⑩	0	0	0
算出税額	⑧に対する税額	⑪	1,077,270	3,847,620	3,847,620
	⑨に対する税額	⑫	0	0	0
	⑩に対する税額	⑬	0	0	0
	小 計 (⑪+⑫+⑬)	⑭	1,077,270	3,847,620	3,847,620
差 引 所 得 税 額		⑮	1,077,270	3,847,620	3,847,620
復興特別所得税額 (⑮×0.021)		⑯	22,622	80,800	80,800
所得税等の額(⑮+⑯)		⑰	1,099,892	3,928,420	3,928,420
源泉徴収税額		⑱	4,116,284	4,250,542	4,250,542
申告納税額 (⑰-⑱)		⑲	△ 3,016,392	△ 322,122	△ 322,122
所得税等の納付すべき税額		⑳	△ 3,016,392	△ 322,122	△ 322,122
過少申告加算税の額		㉑		348,500	348,500

(注) 1 ⑤欄の△印は損失金額を示す。

2 ⑧欄の金額は1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

3 ㉑欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

別表5 平成30年分の所得税等の被告主張額

(単位: 円)

区 分			確定申告	更正処分等	被告主張額
			平成31年3月16日	令和元年8月8日	
総 所 得 金 額		①	2,681,612	12,365,667	12,365,667
内 訳	事 業 所 得	②	△ 597,615	0	0
	給 与 所 得	③	3,152,800	11,958,440	11,958,440
	雑 所 得	④	126,427	407,227	407,227
分離課税の上場株式等の譲渡所得金額		⑤	△ 1,632,926	△ 1,632,926	△ 1,632,926
分離課税の上場株式等の配当等所得金額		⑥	0	0	0
分離課税の先物取引に係る雑所得金額		⑦	0	0	0
所得控除の額の合計額		⑧	455,989	455,989	455,989
課税される所得金額	①対応分	⑨	2,225,000	11,909,000	11,909,000
	⑤対応分	⑩	0	0	0
	⑥対応分	⑪	0	0	0
	⑦対応分	⑫	0	0	0
算出税額	⑨に対する税額	⑬	125,000	2,393,970	2,393,970
	⑩に対する税額	⑭	0	0	0
	⑪に対する税額	⑮	0	0	0
	⑫に対する税額	⑯	0	0	0
	小 計 (⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	125,000	2,393,970	2,393,970
差 引 所 得 税 額		⑱	125,000	2,393,970	2,393,970
復興特別所得税額 (⑱×0.021)		⑲	2,625	50,273	50,273
所得税等の額 (⑱+⑲)		⑳	127,625	2,444,243	2,444,243
源泉徴収税額		㉑	1,055,957	1,055,957	1,055,957
申告納税額 (㉑-㉒)		㉒	△ 928,332	1,388,200	1,388,200
所得税等の納付すべき税額		㉓	△ 928,332	1,388,200	1,388,200
過少申告加算税の額		㉔		321,500	321,500

(注) 1 ②欄の△印は損失金額を示す。

2 ⑤欄の△印は損失金額を示す。

3 ⑨欄の金額は1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

4 ⑫欄の金額は、黒字の場合、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

5 ㉒欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

別紙 1－1～1－3、別表 2 省略